

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 29 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24520824

研究課題名(和文)人種のポリティクス 白人性の解体分析をつうじた南北戦争・再建期像の再構築

研究課題名(英文)The Politics of Race: An Analysis on the Deconstruction of Whiteness in the era of the Civil War and Reconstruction

研究代表者

小原 豊志(OBARA, TOYOSHI)

東北大学・国際文化研究科・教授

研究者番号：10243619

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は白人性研究の分析視角のもとに、南北戦争・再建期のアメリカ合衆国で制定された人種関連立法を白人自らが白人性の解体を図った「白人立法」ととらえ、その立法意図を解明することにより、南北戦争・再建期像の再構築を試みたものである。

具体的には軍務・労働・市民権に関する諸立法の制定過程を分析することにより、これらの立法には自由労働思想のもとに人種にかかわらず新たなアメリカ国民を創造しようとする北部白人の意図が込められていたことが明らかになった。ただし、その彼らは国家の再統一を達成するには州主権を尊重する必要性を感じていたために、連邦による白人性の解体が不完全に終わったことも明らかになった。

研究成果の概要(英文)： This study aims to clarify the reality of the era of the Civil War and Reconstruction by examining the race-related laws from the point of the whiteness study.

In particular, this study focuses on the legislative process of the constitutional amendment and the laws relating to military duty, labor, and civil rights and considers the reasons why the white lawmakers tried to deconstruct whiteness.

As a result, it is made clear that the whites in the North wished to create a new color-blind American citizen on the basis of the free labor ideology. But it is also made clear that whiteness was not deconstructed completely because they agreed to maintain the traditional principle of national unity that respected the state sovereignty.

研究分野：アメリカ史

キーワード：白人性 南北戦争・再建 人種 自由労働思想

1. 研究開始当初の背景

研究史上、南北戦争・再建期(1861年～1877年)は「戦争の勝者たる野心的な北部白人と野蛮な南部解放奴隷が跳梁した悲劇的時代」という時代像から、「真の人種平等を願う北部白人の真摯さと解放奴隷の自立性が発揮された革命的時代」という時代像へと急転回を遂げ、さらに近年ではこの時代を「奴隷解放や人種平等の試みの意義は限定的であり、戦前の人種差別意識が残存した保守的時代」とみなす見解が支配的になってきている。

このように南北戦争・再建期の時代像が二転三転してきた要因として指摘できるのは、この時代を貫く問題が「人種」であったことにある。すなわち、南北戦争・再建期は合衆国が国家として初めて奴隷制問題や黒人問題に直面し、その解決を図った「黒人の時代」とみなされ続けてきたために、この時代の評価は後世の黒人問題のあり方によって左右され続けていると考えられるのである。

ここから明らかになるのは過去も現在も合衆国において人種問題とは黒人問題とみなされてきたことで、南北戦争・再建期の人種問題を考察する際にもその焦点は黒人にしかあてられてこなかったことである。たしかに、奴隷制の廃止にせよ、人種間の法的平等の達成にせよ、その直接の恩恵を被ったのが黒人であったことは事実である。しかしながら、これらの措置を決定したのがあくまでも白人であったことを考えるならば、白人の観点から上記の措置が講じられた理由を再検討する必要があるように思われる。すなわち、黒人のみならず白人をも「人種」と捉える観点から上記の措置の意義を再検討することによって、この時代の新たな時代像が浮かび上がってくると考えられるのである。

こうした着想を得るにいたったのは、研究代表者がこれまでおこなってきた白人性研究の成果による。白人性研究とは人種を社会的構築物とみなす立場から、白人優越主義として表出する人種意識の生成・展開過程を白人性 whiteness という分析概念によって解明しようとする学問領域である。この研究によれば、白人性の獲得をもってある存在を「白人」たらしめ、さらには「白人」であることをもってその他の人種に対する優越性の根拠たらしめるには、「黒人」という人種を創造し、この存在に黒人性という劣等性の刻印を押す必要があった。すなわち、白人性とは「劣等人種」としての黒人を創造し、その人種に固有な属性(黒人性)の否定によって浮かび上がるものなのである。

白人性研究の第一人者であるデイビッド・R・ローディガーによれば、以上のような形で白人性の構築がおこなわれたのは19世紀前半のことであった。白人性の獲得を求めていた当時の北部民衆は南部において究極の隷属状態に置かれた黒人奴隷に着目し、「奴隷=黒人=隷属=劣等」という等式を導

き出したうえで、自らが「黒人」ではないこと(すなわち、「白人」であること)を証明できれば、自らが自立した優れた存在であることをも証明できると考えたのである。

こうして南北戦争以前の時代に共和国市民として具備すべき自立性の有無は人種をもって判断されることになったため、この時代の民衆は自らに関わる事物一般から黒人性を排除したのであった。

以上の白人性研究の成果に照らしてみれば、南北戦争・再建期の出来事は白人性にとって大転換期であったことが明らかである。なぜなら、奴隷制の廃止は黒人の劣等性の根拠とされていた奴隷労働を禁止することによって労働における白人性を解体したといえるからであり、法的な人種間平等の達成は市民的権利における白人性を解体したと考えられるからである。

こうした大転換が生じた要因を解明すべく、本研究では奴隷解放や人種間平等を達成した諸立法の制定過程を分析することにより、「白人」が自発的に白人性の解体を図った理由を解明することにした。

2. 研究の目的

本研究は、南北戦争・再建期研究に白人性研究の分析視角を導入することによって、奴隷解放や人種関連立法を白人の人種意識のあり方に焦点を当てて再検討したものである。その目的は、これまで「黒人立法」とみなされてきた奴隷解放関連立法や人種関連立法を、白人が自らの手で白人性を解体した「白人立法」と捉えなおし、その立法過程を「人種のポリティクス」という枠組みで分析することによって、これらの立法における白人性解体の意図を解明することにある。

こうした白人の人種意識に着目した研究からは、上記の立法を白人が積極的に推進した真の理由、すなわち「白人にとっての白人性解体のメリット」を明らかにすることができ、これにより「黒人の時代」として捉えられてきた南北戦争・再建期の新たな時代像を提示できると考えられた。

以上要するに、本研究は、南北戦争・再建期研究に白人性研究を接合し、人種関係の急激な変化を達成した諸立法を白人性の解体手段とみなす視点から考察することにより、南北戦争・再建期の時代像を再構成せんとしたものである。

3. 研究の方法

本研究において分析対象となる奴隷解放関連立法や人種関連立法を時系列に沿って整理すると、(1)軍務関連立法、(2)労働関連立法、(3)市民権関連立法に大別できる。すなわち、白人性はまず戦時中に黒人の参戦が認可されたことによって軍務面において解体され、ついで戦後の奴隷労働の禁止によって労働面で、さらには人種平等な市民権の保障によって市民権の領域において解体が進めら

れていったといえる。

以上のことから本研究では以下の三つの具体的検討課題のもとに考察をおこなった。

(1) 軍務における白人性解体分析

軍務における白人性解体の端緒となったのは戦時中に制定された 1862 年の連邦民兵法である。それまで軍務の遂行義務は白人にのみ課されていたが、同法はその人種区分を撤廃し、黒人の南北戦争への参戦を認可したのであった。さらにこの規定は翌年の奴隷解放宣言、および連邦徴兵法にも引き継がれた。

このように軍務において白人性が解体されたことはいかなる意味を有していたのだろうか。そこには白人側のいかなる意図があったのだろうか。これらの問題を解明することを第一の検討課題とした。

(2) 労働における白人性解体分析

労働における白人性の解体を実現した立法として、合衆国憲法修正第 13 条(1865 年成立。以下、修正第 13 条)と 1866 年市民権法を取り上げた。これらを労働立法として取り上げるのは、奴隷制の全面的廃止を規定した前者にせよ、解放奴隷の種々の権利を保障した後者にせよ、ともに脱却をはかったのが「奴隷労働 = 黒人労働 = 従属的労働」という従来の労働観であったと考えられるからである。

それでは奴隷労働の禁止という形で人種にもとづく労働区分が撤廃され、労働から白人性が解体された要因は何なのであろうか。この問題を解明することを第二の検討課題とした。

(3) 市民権における白人性解体分析

市民権における白人性の解体を実現した立法として合衆国憲法修正第 14 条(1868 年成立。以下、修正第 14 条)を取り上げた。

同条項は一般には人種平等な市民権を保障した「黒人市民権保障条項」として知られる。この意味で修正第 14 条は黒人の市民資格を否定した戦前の合衆国最高裁判所判決(1857 年の「ドレッド・スコット判決」)を覆し、市民の基本的権利一般における白人性の解体を図ったものであったといえる。それゆえ、この条項の制定に際しては少なからぬ抵抗があった。それにもかかわらず、修正第 14 条が曲がりなりに成立しえた理由は何であったのか、この問題を解明することを第三の検討課題とした。

4. 研究成果

まず、第一の検討課題である軍務における白人性解体分析からは以下のことが明らかになった。

そもそも合衆国において軍務に白人性が構築されたのは、すでに植民地期に「市民 = 兵士論」が浸透していたからであった。すなわち、市民には政府によって与えられる保護と引き換えに政府危急の際には兵士として政府を防衛する責務が課せられていたのである。その後、民兵の活躍によって独立を果

たした合衆国においては軍務は市民の責務であるばかりでなく、市民の特権とみなされるようになったのであった。しかし、黒人の軍務については 1792 年の連邦民兵法によって否定された。黒人の武器携帯が人種反乱を誘発しかねないとする懸念のためである。

こうして南北戦争以前期に軍務に白人性が構築されたのであったが、南北戦争中に制定された 1862 年 7 月の連邦民兵法、および 1863 年 3 月の連邦徴兵法は軍務における人種区分を撤廃したのであった。その直接的契機は戦争の長期化に伴う兵員不足にあったが、以上の法律の制定過程においては主として民主党側から反対論が相次いだ。なぜなら、軍務における白人性の解体は「市民 = 兵士論」の観点からすれば黒人兵士の市民的地位の獲得に、さらには「軍務に対する報奨論」の観点からすれば黒人兵士の権利獲得に直結することになったからである。

しかし、当時の連邦政府内には黒人の市民性について戦前とは異なる見解が生まれつつあった。先述のように、戦前の合衆国最高裁判所は「ドレッド・スコット判決」によって黒人の市民性を明確に否定したのであったが、1862 年 11 月、エドワード・ベーツ連邦法務総裁は、市民性の根拠となるのは合衆国における出生という事実のみであり、そこに人種は関係しないとする見解を表明したのであった。連邦司法行政の長がこうした見解を公表した背景には、軍務における白人性を解体してまでも南北戦争に勝利しなくてはならない北部側の切迫した事情があったと考えられる。なぜなら、敗戦は北部の自由労働思想が南部の奴隷労働思想に屈服し、合衆国が完全な奴隷主国家になることを意味したからである。

したがって、黒人の軍務認可は以上の事態を憂慮した北部側の苦肉の策といえ、これが招来するであろう黒人の地位向上に対する懸念よりも、北部の自由労働思想を堅持することの方が優先されたのであった。

次いで第二の検討課題である労働における白人性解体分析からは以下のことが明らかになった。

まず、奴隷制廃止条項として知られる修正第 13 条についてであるが、周知のとおり、同条項制定の直接的契機は戦時中にリンカンによって発布された奴隷解放宣言の法的根拠の構築にあった。しかしながら、同条項の制定過程においては奴隷解放の意味をめぐって共和党内に分裂が生じた。すなわち、共和党急進派は奴隷解放と同時に解放奴隷に白人と同等の権利を付与すべきとしたのに対し、その他大多数の共和党員は修正第 13 条の内容をあくまでも制度としての奴隷制の廃止にとどめることで合意していたのであった。

果たして修正第 13 条は後者の主張を組み込んだものであったが、たとえそうであったとしても、それまで合衆国憲法のもとで黙認

されてきた奴隷労働が同条によって全面的に禁止された意義はきわめて大きいといえる。なぜなら、同条によって北部の自由労働思想が合衆国憲法に明記されることになったといえるからである。

そもそも自由労働思想とは、労働者が自らの労働成果を享受する権利があること、その成果の蓄積によって労働者は社会的上昇を遂げることが可能であることを説くものであった。この観点からすれば、奴隷労働とは奴隷に上記の権利を認めないばかりか、奴隷主に奴隷の労働成果の収奪を認めることで、その特権的・貴族的地位をも保証する反民主主義的な労働にほかならなかった。

そもそも南北戦争の主原因は奴隷制の西部拡大の是非にあったが、北部側から見れば奴隷制の西部拡大とは白人独立自営農民の育成先と想定された西部に奴隷労働が蔓延し、自由労働思想が謳う社会的上昇の芽を摘むことにほかならなかった。さればこそ、北部白人労働者の労働思想を支える自由労働を堅持していくためには戦後に奴隷労働の存在を抹消する必要があったわけである。

1866年市民権法も労働の観点からみれば、修正第13条と同じ意図から制定されたことがわかる。そもそも同法が制定されたのは、戦後直後の南部州がいずれも「ブラックコード」の総称で知られる一連の黒人取締法を制定したことにある。その目的は「浮浪者取締法」や「徒弟法」に明白なように、解放奴隷の移動の自由や職業選択の自由を規制することによって解放奴隷を旧奴隷主のもとでの労働に縛りつける点にあった。したがって、これらの法は修正第13条が目指した労働からの人種性の解体を無効にし、解放奴隷を疑似奴隷労働に従事させ、ひいては旧奴隷主権力の復権の可能にするものにほかならなかったのである。このような事態に直面して制定された1866年市民権法は解放奴隷の基本的権利を保障したものであったが、その主眼は契約の自由を保障することにある。すなわち、本法は自由労働の前提となる労働契約の自由を保障することにより、奴隷的労働の排除をこころみたものであったといえるのである。

以上から、南北戦争後に共和党が支配した連邦政権は修正第13条と1866年市民権法によって奴隷労働という人種化された労働を禁止することをつうじ、労働における白人性の解体をはかり、自由労働思想の全国的実現を目指したことが明らかになった。

最後に、第三の検討課題である市民権における白人性解体分析からは以下のことが明らかになった。

周知のように、修正第14条が「黒人市民権保障条項」として知られるのは、同条第一節において合衆国市民に「平等な特権と免除」、「法の適正な過程」、および「法の平等な保護」を保障したからである。

同条項制定の動機はひとつにはたしかに

1866年市民権法を憲法化し、解放奴隷の市民権保障を確実にすることになったが、いまひとつには北部側の政治的計算があった。それというも、奴隷解放の必然的結果として従来の「5分の3条項」(黒人奴隷1人を5分の3人として算定して州人口数に含めることを規定)が廃止されることになったからであった。すなわち、これによって解放奴隷はその実数が州人口に加えられることになったため、南部各州の州人口は戦前に比べて増加することになり、これを配分基準とする合衆国下院議員数も南部側に多く与えられることになったのである。しかも、当時は解放奴隷に対する選挙権の付与が決定していなかったため、事態を放置すれば南部州からは戦前の指導者層が多数選出される可能性があった。そこで修正第14条においては第二節と第三節において黒人選挙権を拒絶した際の罰則と戦前の南部指導者の公職追放が規定されたのであった。このように修正第14条の制定にあたっては北部側の政治的優位の確保という政治的計算が働いていたことに留意しておく必要がある。

さて、修正第14条第一節の市民権関連規定でまず注目すべきは、ここにおいて「合衆国市民」が創造された点にある。従来、市民権の授権、およびその保障主体は州であり、連邦は市民権問題に介入する権限がなかった。しかし、修正第14条は合衆国市民という市民の新たな範疇を作り出し、合衆国市民に固有な市民権の授権・保障権限を連邦に付与したのであった。したがって、同条第一節の市民権保障規定は合衆国市民を対象に、その権利における平等原則(=合衆国市民権における白人性構築の禁止)を規定したといえるが、州市民権における白人性の解体までをはかるものではなかったといえる。換言すれば、修正第14条第一節は従来の州による一元的な市民権保障体制から、連邦と州による二元的な市民権保障体制を作り出したのであり、州市民権における白人性の解体までも目指したものではなかったのであった。

ところで、修正第14条第一節の制定過程で注目すべきは、ここで保障されるべき合衆国市民の権利が具体的に何を指すのかについては立ち入った議論がなされなかったことである。それは同条の執行規定である連邦執行法の審議時に明らかになったように、修正第14条が保障する合衆国市民権とは個別具体的な権利ではなく、あくまでも「法の平等な保護を享受しうる権利」と理解されていたからであった。

修正第14条において合衆国市民権が以上のように抽象的な権利と理解されたのは、合衆国が国民統合をはかる必要に迫られていたためと考えられる。いうまでもなく、再建期の最優先課題は国家の再統一であったが、その前提となるのは丸四年にわたって戦闘をくりひろげた国民の和解であり、そのためには連邦は新たなアメリカ国民像を提示す

る必要があった。その際、アメリカ国民たる合衆国市民の新たな基準になったのが連邦への忠誠心であった。いうまでもなく、この徳性を直接的にはかる尺度は軍務の遂行であるが、黒人の参戦、ならびにその戦功からして少なくとも黒人兵士への市民権付与は認められなくてはならなかった。これに加え、戦後、連邦への忠誠心は戦争の勝者たる共和党への支持と同一視されていた。解放奴隷は奴隷解放政党である共和党を支持することは確実であったから、彼らに対する市民権も認められなくてはならなかった。こうして、戦後の合衆国市民の定義作業において人種を境界線にすることは不可能になったのであった。ただし、先述のように、従来、市民権の授権・保障主体は州であったため、修正第 14 条の制定時に合衆国市民権の具体的権利を特定して列挙することは南部のみならず、北部からも強い反発が生じることが予想された。そこで、共和党は合衆国市民権をあえて抽象的に表現することで修正第 14 条の成立をはかったと考えられるのである。

以上から、修正第 14 条は新たなアメリカ国民としての合衆国市民を創造し、合衆国市民権に白人性を構築することを禁じることにより国民統合を目指したとしたといえる。

以上のように南北戦争・再建期には軍務、労働、市民権のそれぞれにおいて白人性が解体されたが、再建期後半期以降になると黒人の諸権利が侵害されていくこととなる。この事実は上記の諸立法において白人性が完全に解体されていなかったことを物語る。そこにはいかなる事情があったのであろうか。

白人性解体の限界要因として指摘できるのは特殊アメリカ合衆国的な連邦制である。すでに指摘したように、南北戦争以前期において市民の権利一般の授権・保障主体は州であった。その根底には独立戦争期に醸成されたイギリス的な中央集権的国制への抜き差しがたい警戒感があった。さればこそ、独立にあたって合衆国は州に広範な自治権を認める分権的連邦制を選択したのである。このことからわかるのは、連邦制国家である合衆国の統合は州権の尊重という逆説的な原理のもとに成り立っているということである。

南北戦争後の立法者たちは国家再統一という国家的課題を達成するにあたって、以上の統合原理を無視することはできなかった。本研究で取り扱った諸立法の制定過程においてつねに議論的になったのが、それぞれの問題に対して連邦が介入する正当性と連邦権限の行使範囲についてであり、とりわけ市民権問題のように従来州権限領域に属する問題に連邦が介入することは民主党のみならず、共和党の多数派もまた慎重であった。したがって、本研究で扱った諸立法において白人性が完全に解体されなかったのは、新たな市民としての解放奴隷を取り扱うに際しても連邦が州の伝統的な管轄事項に介入することが不可能であったからであり、

もし連邦が州の権限領域を侵害すれば国家再統一はなしえなくなるためであった。すなわち、一連の人種関連立法の制定過程において優先されたのは解放奴隷の権利保障の徹底化ではなく、白人が構築した伝統的国制の維持であったのである。

以上より、南北戦争・再建期の人種関連立法には自由労働思想にもとづく国民統合のために、人種を境界線としない新たな国民を創造する意図がこめられていたといえる。しかし、その一方で国家の再統一を達成するためには、従来国家統合原理を無視することはできず、とりわけ市民権問題に連邦が全面的に介入することはできなかったために白人性の解体が不徹底に終わったことも明らかになった。したがって、奴隷解放と人種平等の達成の試みのいずれにおいても白人側が構想する国民統合と国家再統一の方式が色濃く影を落としていたことが明らかになった。この意味で南北戦争・再建期とは伝統的国制のもとで自由労働思想の法制化に資する限りにおいて白人性が解体された時代であったと総括することができよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔図書〕(計 1 件)

小原 豊志・三瓶 弘喜編『西洋近代における分権的統合 その歴史的課題 比較地域統合史研究に向けて』、東北大学出版会、「南北戦争・再建と黒人選挙権 選挙権における白人性変容分析」、2013、157-192 ページ

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小原 豊志 (OBARA, TOYOSHI)

東北大学・大学院国際文化研究科・教授

研究者番号：10243619